

令和4年度第2回 碧南市地域自立支援協議会 次 第

日時 令和4年10月12日（水）
午後1時30分から午後3時まで
場所 へきなん福祉センターあいくる
デイルーム

1 あいさつ

2 議題

各作業部会の取組状況について

3 その他

【令和4年度の日程】

・第3回：令和5年3月8日（水）午後1時30分から

へきなん福祉センターあいくる 1階 会議室1～3

○碧南市地域自立支援協議会設置規程

平成19年7月2日

公告第131号

改正 平成21年2月17日公告第21号

平成23年12月26日公告第269号

平成25年4月1日公告第34号

(設置)

第1条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第89条の3の規定に基づいて、障害者等への支援の体制の整備を図るため、碧南市地域自立支援協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事項を協議する。

- (1) 福祉サービス利用に係る相談支援事業の中立性及び公平性の確保に関すること。
- (2) 困難事例への対応のあり方に関すること。
- (3) 地域の関係機関によるネットワーク構築等に関すること。
- (4) 障害者の就労支援に関すること。
- (5) その他障害者施策の策定及び推進に関すること。

(組織)

第3条 協議会は、委員25人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 識見を有する者
- (2) 各種団体の代表者
- (3) 関係行政機関の職員

3 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

(会長)

第4条 協議会に会長を置く。

2 会長は、市長が任命する。

3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

4 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 協議会は、会長が招集する。

2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(作業部会)

第6条 協議会に困難事例、就労支援等について具体的な検討を行うため、作業部会を置く。

2 作業部会は、協議会の委員及び委員の属する団体の担当者をもって構成する。

3 作業部会は、必要に応じて、会長が招集する。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、福祉こども部福祉課において処理する。

附 則

この規程は、平成19年7月2日から施行する。

附 則（平成21年2月17日公告第21号）

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成23年12月26日公告第269号）

この規程は、平成23年12月26日から施行し、同年10月1日から適用する。ただし、第3条、第6条、第8条及び第10条の規定は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成25年4月1日公告第34号抄）

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

議題 各作業部会の取組状況について

1 事業所部会

(1) 構成メンバー

障害福祉サービス事業所、地域活動支援センター及び相談支援事業所

(2) 令和4年度検討事項

ア 課題

地域生活支援拠点の継続的な機能評価のため、事例に基づく対応の検証が必要。

イ 目標

地域生活支援拠点の機能評価と実情に即した体制を整備。

(3) 今年度のこれまでの取組内容

ア 6月10日（金）に第1回を開催。3パターンの事例を参考に「体験の機会・場」について検討。その結果、グループホームの空きを有効活用するために体験型グループホームの提供と相談支援事業との連携を図る方法、本人と家族も含め関係者が連携しながら、自立した生活につながるよう宿泊体験につながる様にサポートすることが必要との意見を挙げられた。

イ 地域生活支援拠点における専門的人材の確保・養成に関連し、7月5日（火）アンガーマネジメントの研修会を実施。より多くの方が受講できるよう、現地とオンラインに加え、当日受講ができない方への配慮として、YouTubeでの配信も実施。

(4) 今後の予定

第2回にて将来の自立につながるための周知や情報提供のあり方について検討。

地域生活支援拠点の機能の評価と充実について検討。

専門的人材育成のため、引き続き研修会を実施。

2 就労支援部会

(1) 構成メンバー

障害当事者団体代表、ハローワーク、地域活動支援センター、特別支援学校、保護者、商工会議所、障害者就業・生活支援センター、障害福祉サービス事業所、相談支援事業所及び市（学校教育課及び商工課）

(2) 令和4年度検討事項

ア 課題

- (ア) 地元企業を中心に障害者雇用の理解促進を図る必要がある
- (イ) 就労系事業所の専門性の向上や工賃向上などを図る必要がある。
- (ウ) 学生から社会人となった後に、進路のミスマッチのような状態となることがある。
- (エ) 支援を必要とする就労希望者と支援者とのマッチングを図る機会が限られている。

イ 目標

- (ア) 地元企業を中心に障害者雇用の理解促進。
- (イ) 就労系事業所の専門性の向上や工賃向上などに活かせる取組の検討。
- (ウ) 進路選択の参考となる機会を設ける。
- (エ) 支援を必要とする就労希望者へ情報を届ける。

(3) 今年度のこれまでの取組内容

9月14日（水）に就労支援部会 コアメンバー会議を開催。進路選択の参考となるよう、事業所紹介映像の作成について検討し、取り組むことを確認。今年度は準備期間とし、来年度は、説明会や個別相談会などの機会を設けられるよう進める方針とした。

(4) 今後の予定

事業所紹介映像の作成を進め、定期的に就労支援部会 コアメンバー会議にて進捗状況を確認していく。

3 こども部会

(1) 構成メンバー

保護者、ほっとまんまピアサポーター、特別支援学校、児童通所サービス事業所、子育て支援センター、訪問看護ステーション、保健所、相談支援事業所及び市（こども課、学校教育課及び健康課）

(2) 令和4年度検討事項

ア 課題

- (ア) 医療的ケア児者の他、課題別に継続した検討が必要

- (イ) 保護者や各支援機関との連携、情報共有の充実
- (ウ) サポートブック普及のため継続的な啓発活動が必要

イ 目標

- (ア) ライフステージをつなぐ一貫した支援、連携の充実
- (イ) 医療的ケア児者等課題別の検討会を実施
- (ウ) 保護者支援として、ほっとまんまによるピアサポートの実施や茶話会を開催
- (エ) サポートブック普及啓発活動の継続

(3) 今年度のこれまでの取組内容

ア 情報共有のため、6月17日（金）にこども部会に参加する支援機関等の全員を含めた会議を開催し、関係者の顔合わせと前年度の検討内容の報告、当年度の予定などを確認した。

10月6日（木）に医療的ケア児者検討会を開催し、医療的ケア児者の外出（通学や通所等）の課題について検討。昨年ヘルパー事業所に実施した喀痰吸引研修のアンケートより、喀痰吸引ができるヘルパーの確保の難しさを確認。そのため、外出時に呼吸器等の荷物の運搬、母のサポートも含め、移動支援の活用について検討。

イ 保護者支援

- (ア) 「ほっとまんま・カフェ」と「ほっとまんま相談コーナー（あおぞらひろば）」を月1回開催（ほっとまんまカフェは8月除く、ほっとまんま相談コーナーは5月、8月を除く）。
- (イ) ピアサポーターによる出張相談をにじの学園で9月13日（火）、15日（木）の2日間実施。
- (ウ) サポートシートについて、4月の小中学校の特別支援教育コーディネーター担当者会、4月の公私立主任会で活用について周知。サポートシートポルトガル語版を作成。

(4) 今後の予定

令和4年12月頃に児童通所支援事業所検討会を開催。市内通所事業所での課題や情報を共有し連携を図る。また、令和5年1月にサポートブック説明会をにじの学園で開催予定。

4 障害者災害時支援部会

(1) 構成メンバー

民生委員児童委員、障害当事者団体、特別支援学校、福祉避難所指定障害福祉サービス事業所及び市（高齢介護課及び防災課）

(2) 令和4年度検討事項

ア 課題

(ア) 要配慮者について、地域住民への理解促進。

(イ) 身体・知的・精神・発達に障害がある方の新型コロナ禍での避難行動・避難生活についての検討。

イ 目標

(ア) 要配慮者について、地域住民への理解促進。

(イ) 新型コロナ禍での避難について、避難行動・避難生活の課題や問題点等について検討。

(3) 今年度のこれまでの取組内容

7月26日（火）に部会を開催。碧南市総合防災訓練、地域の避難訓練・防災訓練等への参加について、また要配慮者の地域住民への理解促進を進めるための方法について意見交換。

8月9日（火）にコアメンバー会議で碧南市総合防災訓練に部会としてどのような形で参加するか検討し、8月28日（日）に大浜小学校で開催された碧南市総合防災訓練に参加。自宅から避難所までの避難経路の確認から避難所での受付簿作成までの訓練へ参加。身体障害者福祉協会関係者12名、あおみJセンター関係者3名、碧南高浜聴力障害者協議会1名の合計16名が参加。

(4) 今後の予定

碧南市総合防災訓練への参加についての振り返り。第1回の部会での意見をふまえて、引き続き地域の避難訓練・防災訓練への参加について、また要配慮者について地域住民への理解促進の取り組みについて検討。

5 地域生活支援部会

(1) 構成メンバー

地域活動支援センター、精神科病院、障害者就業・生活支援センター、保健所、障

害福祉サービス事業所及び相談支援事業所

(2) 令和4年度検討事項

ア 課題

- (ア) 地域移行支援、地域定着支援体制の充実が必要。
- (イ) 親亡き後の生活や地域移行支援の受け皿となるグループホーム等の社会資源不足
- (ウ) 個別ケースに応じた精神障害者の地域移行支援、地域定着支援の実施

イ 目標

- (ア) 障害者の生活を地域全体で支えるサービス提供体制を構築するため、地域生活支援部会にて検討を進める
- (イ) 個別ケースに応じた精神障害者の地域移行支援、地域定着支援の実施
- (ウ) あおみJセンターと連携し、家族懇談会をへきなん福祉センターあいくるにて開催

(3) 今年度のこれまでの取組内容

- ア 個別ケースを通じて、行政機関や医療機関との連携を図り、退院調整や退院後の安定した生活に向けて支援の検討。
- イ あおみJセンターと連携し、家族懇談会を奇数月の第3木曜日にへきなん福祉センターあいくるにて開催
- ウ ころころの運営を継続

(4) 今後の予定

- ア 行政機関や医療機関と連携を図りながら、精神障害者の地域移行支援、地域定着支援を推進
- イ あおみJセンターと連携した家族懇談会の充実
- ウ ころころの運営を継続